

自転車利用者の皆さんへ

令和4年11月1日から、 自転車安全利用五則が 新しくなりました



令和4年11月1日から、自転車に乗るときの基本ルールである「自転車安全利用五則」の内容が変わりました。自転車で道路を通行するときは、“自転車は車のなかま”という意識を持ち、交通ルールを順守するとともに、日頃から交通マナーに配慮した安全運転を心掛けましょう。

【問い合わせ】環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1452)

1

車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられているため、車道と歩道の区別があるところは車道通行が原則です。

車道では道路の左側に寄って通行しなければなりません。

歩道を通行できる場合※は、車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。

普通自転車歩道
通行可を示す標識▶



※歩道を通行できる場合とは

- 歩道通行可の標識がある
- 幼児・児童や70歳以上の方
- 安全な通行を確保するため、やむを得ないとき

2

交差点では信号と一時停止を 守って、安全確認

自転車の事故では、出会い頭や右左折時の事故が多く発生しています。一時停止のある交差点では、必ず一時停止をして、安全を十分に確認してから通行しましょう。

信号機のある交差点でも、信号の灯火にかかわらず、安全を十分に確認してから通行しましょう。

3

夜間はライトを点灯

夜間はライトをつけなければなりません。自転車に乗る前にライトがつくか点検しましょう。

また、バッグや腕などに反射材を着用し、運転者に自分の存在を知らせる工夫をしましょう。

4

飲酒運転は禁止



自転車も車両であるため、飲酒運転は禁止です。お酒を飲む予定がある場合は、徒歩や公共交通機関を利用しましょう。

5

ヘルメットを着用

自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。また、保護者は、子どもが運転するときや幼児を幼児用座席に乗せる時には、ヘルメットをかぶらせましょう。



※「自転車安全利用五則」の詳細は、茨城県警察本部(☎301-0110)へお問い合わせください。

交通ルールを守り、
安全に乗りましょう！

